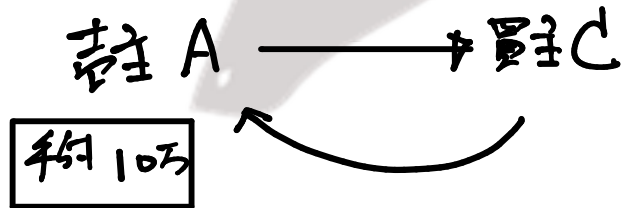


手付 宅建 H29-05-3 《#984》

【問】 正誤をつけよ。

Aは、中古自動車を売却するため、Bに売買の媒介を依頼し、報酬として売買代金の3%を支払うことを約した。Bの媒介によりAは当該自動車をCに100万円で売却した。売買契約が締結された際に、Cが解約手付として手付金10万円をAに支払っている場合には、Aはいつでも20万円を償還して売買契約を解除することができる。



【答え】 誤り

《ポイント》 手付

買主が売主に手付を交付したときは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して、契約の解除をすることができる。

ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。

⇒ 自分が履行に着手していても、相手方が履行に着手するまでは、手付解除できる

★ 手付解除

相手方が履行に着手するまで。

① 買主 ⇒ 手付放棄にて。

② 売主 ⇒ 倍額も現実に提供にて。



業法 <自ら売主制限>

【渋谷会】おすすめ講座

令和6年版『宅建これだけで合格セット』

宅建基幹講座(インプット) & 宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

<https://shibuyakai.com/>

暗記